

▶【法改正情報】 施行令が緩和の方向に改正されます～4/1 施行～

2019年6月25日に改正建築基準法が施行されましたが、規制に関する具体的な内容を定める政省令やその他の政省令については、2019年12月11日に公布され、2020年4月1日に施行されることになりました。改正施行令の概要は下表の通りです。

具体的規制内容については告示で別途定められるため、現時点（1月20日時点）では具体的な規制内容についての詳細は明らかではありません。
今後新たに告示の制定・改正が行われることになります。

【 建築基準法施行令改正の概要 】

| 項目 | 対象（防火・避難関係規定） |
|-------------|---|
| 無窓居室 | 法第35条の3に定める無窓居室について、基準を満たせば、主要構造部を耐火構造としなくてよい（令111条1項） |
| 面積区画 | 基準を満たすアトリウムがある建築物は、アトリウムに接する部分が特定防火設備で区画されているものとみなす（令112条3項） |
| 異種用途区画 | 警報設備設置により火災情報が伝達できれば、異種用途区画を緩和できる（令112条18項） |
| 直通階段 | 小規模建築物[3F/200㎡未満]は、2以上の直通階段の設置を緩和できる（令121条4項） |
| メゾネット住戸の階判断 | 共同住宅メゾネット住戸の階判断に令121条1項6号イ（6階以上の階の2以上の直通階段の設置規定）が追加される（令123条の2） |
| 排煙設備 | 建築物の2以上の部分が、基準を満たすアトリウムを介して接続していれば、排煙規定上、別の建築物とみなす（令126条の2・2項、令137条の14） |
| 敷地内通路 | 小規模建築物[3F/200㎡未満]の敷地内通路幅員は90cm確保すればよい（令128条） |
| 内装制限 | 天井高さが一定以上であり排煙設備を設けた建築物の部分について、内装制限の適用が除外される（令128条の5・7項） |
| 避難安全検証法 | 避難安全検証法[検証方法、判定方法、計算方法]の追加（令128条の6～令129条の2） |

※具体的規制内容を定める告示については、現時点（1月20日）では明らかになっていません。

▶改正条文は国交省 HP に掲載

建築基準法施行令の一部
を改正する



具体的規制内容を定める告示については、現在、国土交通省が意見募集中（パフコム）です。



【法改正 Q & A】非常用照明設置の合理化について～令 126 条の 4～

どんな緩和なの？



2018年に非常用照明の設置が緩和されたって聞いたけど、どんな緩和なの？



非常用照明の設置が必要な居室について緩和を定めた【平12年建告第1411号】に緩和対象が追加されました。

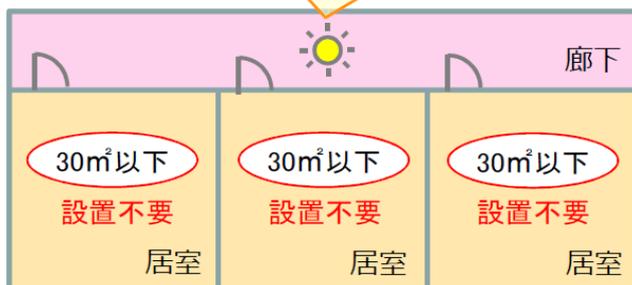


改正内容【平12年建告第1411号】

「規制の適用を受けない居室」として、次の居室を加える。

- 床面積が30㎡以下の居室で、地上への出口を有するもの
- 床面積が30㎡以下の居室で、地上まで通ずる部分が次の(1)又は(2)に該当するもの
 - (1) 非常用照明が設置されている
 - (2) 採光上有効に直接外気に開放されている

地上に至るまでの避難経路において照度を確保(非常用の照明装置の設置など)。



この改正により、整備費用の低減に加え、既存建築物における用途変更が円滑化されることが見込まれます。



創立 20 周年記念 餅つき大会を開催しました 🍡

日本 ERI 株式会社は、昨年 1 月 1 日に創立 20 周年を迎えました。それを記念して、1 月吉日に社内で餅つき大会を開催しました。つきたてのお餅を、醤油・のり・きなこ・あんこで味付けをしていただきました (^ ^) ♡ 社員一同、楽しい仕事始めとなりました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。



evaluation, rating, inspection



日本 ERI 株式会社

日本 ERI 株式会社

東京都港区赤坂 8-10-24 住友不動産青山ビル南館 3 階

TEL 03-5775-2401 (確認) 03-5775-2402 (評価) 03-5775-2415 (省エネ)

